

町営住宅の収入基準

町営住宅へ入居するときの収入基準は、世帯における1年間の総所得金額を計算し、そこからあてはまる控除額をすべて差し引いた残りの金額を12(ヶ月)で割った額(世帯の月収額)で判定します。

【月額所得の計算式】

$$(世帯総所得金額) - (控除額) \div 12 \text{ ヶ月} = \text{月額所得}$$

収入基準は下記のとおりです。

本来階層	月額所得 0~158,000 円	※下記の裁量階層の要件に該当しなければ、本来階層の収入基準が適用されます。
裁量階層 a	月額所得 0~259,000 円	同居者に中学生以下の子がいる場合
裁量階層 b	月額所得 0~214,000 円	<p>入居者又は同居者が次のいずれかの要件を備えている場合</p> <ul style="list-style-type: none">・身体障害者手帳（1級から4級）の交付を受けている・精神障害者保健福祉手帳（1級から3級）の交付を受けている・療育手帳（B2を除く）の交付を受けている・入居予定者全員が60歳以上か18歳未満である <p>※以下の用件の詳細については、建設課都市計画係までお問合せください。</p> <ul style="list-style-type: none">・戦傷病者特別援護法に規定する戦傷病者である・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による厚生労働大臣の認定を受けている・海外からの引揚者である・ハンセン病療養所入所者等